

○関東地方整備局告示第七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月二日

関東地方整備局長 土井 弘次

第1 起業者の名称 長野県

第2 事業の種類 一般国道 152 号改築工事（栗田～四日市場バイパス・長野県伊那市高遠町長藤地内）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 長野県伊那市高遠町長藤地内
- 2 使用の部分 長野県伊那市高遠町長藤地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県伊那市高遠町藤沢地内から同市高遠町長藤地内までの延長 1,330m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 152 号改築工事（栗田～四日市場バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 152 号改築工事（栗田～四日市場バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持

するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である長野県は、同法第 74 条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 152 号（以下「本路線」という。）は、長野県上田市を起点とし、茅野市、伊那市等を経由して静岡県浜松市に至る延長 268.2km の主要幹線道路である。長野県内における本路線は、茅野市と伊那市間を南北に結び、沿線地域住民の日常生活や物流等を支える重要な路線であり、周辺には高遠城址公園などの観光地が存在していることから、観光産業にも重要な役割を果たしている。また、長野県防災会議が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定した地域防災計画により第一次緊急輸送路に位置付けられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める道路幅員を満たさない狭小な道路が大半を占め、最小曲線半径を満たさない線形不良箇所も存在することから、自動車のすれ違いも困難であり、さらに交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

また、現道は、沿線に家屋等が連たん・集積しているにもかかわらず、歩道が一部しか整備されていないことから、近隣の小学校の通学児童は現道を横断し、迂回した通学路の通行を余儀なくされていることなど、歩行者の安全な通行が確保されていない状況にもある。

本件事業の完成により、現道における通過交通等が本件区間に転換され、現道の幅員狭小及び線形不良箇所等を避けることにより、現道の危険性が軽減されるほか、歩道を備えた道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送路としての機能を有することも認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年4月から8月にかけて同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施しており、いずれも環境基準等を満足するとされている。

また、同評価や既存文献調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、トノサマガエル、ハチクマ等、長野県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカヤネズミ、サンコウチョウ等、準絶滅危惧として掲載されているヒメカメムシ、オオヒカゲ等が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているナガミノツルケマン、長野県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウリカワ、準絶滅危惧として掲載されているアシカキがそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい

と予測されている。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で学術上又は希少性の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、伊那市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東側ルート第 1 案（以下「申請案」という。）のほか、一部西側ルート案及び東側ルート第 2 案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、取得必要面積が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も低く抑えられることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は道路構造令を満たさない線形不良箇所等が存在しており、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道 152 号整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長野県伊那市役所高遠町総合支
所